

税 理 士 法 人 和  
 社 会 保 険 労 務 士 法 人 和  
 一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9MG 大手前ビル6F  
 Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118  
 東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町5番地40・6F  
 Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

August, 2016

なごみ便り

www.101dog.co.jp

## 1. 平成28年9月分から厚生年金保険料率が変わります

( ) 保険料を翌月控除としている場合は、10月給与控除分から変更となります。

平成28年9月分(同年10月納付分)から平成29年8月分(同年9月納付分)までの厚生年金保険料率は、以下のとおり、これまでの保険料率から0.354%引き上げられます。

一般被保険者の方 (厚生年金基金加入員は除く)	現行	平成28年9月分から 平成29年8月分まで
	17.828%	18.182%

平成29年9月以降は、18.300%で固定されます。

## 2. 4月昇降給に係る随時改定該当者は7月分保険料( ) より、健康(介護)保険・厚生年金保険料が変わります

( ) 保険料を翌月控除としている場合は、8月給与控除分から変更となります。

4月の給与改定に伴う随時改定該当者(月額変更届提出の対象となる方)は、7月分(同年8月納付分)の保険料より標準報酬月額が改定され、健康(介護)保険、及び厚生年金の保険料が変更となります。随時改定の対象となる方は、下表の「固定的賃金」と「3か月の報酬の平均額」(2等級以上の差)の矢印の向きが同じ場合となります。また、変動月以降継続した3か月間のいずれの月も出勤日数が17日以上あることが必要となります。

報 酬	固定的賃金 (基本給、通勤手当など)	↑	↑	↑	↓	↓	↓
	非固定的賃金 (残業代、日直手当など)	↑	↓	↓	↓	↑	↑
	3か月の報酬の平均額 (2等級以上の差)	↑	↑	↓	↓	↓	↑
	月額変更 (随時改定の有無)	要	要	不要	要	要	不要

### 3. 介護休業給付金の支給率が引き上げられました

雇用保険の介護休業給付金の支給率は、平成28年8月1日以降に開始する介護休業から、以下のとおり引き上げられました。

	平成28年7月31日まで	平成28年8月1日以降
休業開始時の賃金日額の	40%	67%

介護休業給付金は、介護による離職を防止し、介護休業中も所得が一部保障されることで再び職場に復帰できることを目的としています。介護休業給付金の支給率は、2000年の雇用保険法改正以降変更されていませんでしたが、安倍首相が推し進めている「一億総活躍社会」の実現に向けた「介護離職ゼロ」対策の一環として引き上げられることになりました。

### 4. 雇用保険の基本手当日額等が変わりました

平成28年8月1日から雇用保険の「基本手当日額」、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の「支給限度額」及び「最低限度額」等が変更されました。

今回は、平成27年度の平均定期給与額が前年比で約0.43%低下したことから、上限額が引き下げになりました。

厚生労働省ホームページ該当ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000129742.html>

(文章担当: 畑田)

#### ～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は次月のなごみ便りに掲載いたしますので、ぜひ挑戦してみてください！

Q. 10メートル先にある家は誰の家？

先月のQ. 黒い犬と白い犬がいます。おとなしくて全然吠えない犬はどっちでしょう？

先月の答え: 黒い犬(「黒+犬」=「黙」だから)